

板橋区立学校 保護者の皆様へ

板橋区教育委員会

夏季休業中における緊急事態宣言下の部活動について

日頃から、本区の教育に御理解、御協力くださり感謝を申し上げます。

板橋区立学校園では、「板橋区立幼稚園・小中学校感染症予防ガイドライン」に基づく対応の徹底により、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めているところです。

今回、再度の緊急事態宣言の発令となりましたが、7月22日（木）からの夏季休業については、子どもたちにとって普段は経験することができない取組や興味・関心のある取組を広げ、深めることができる貴重な学びの期間であります。そのような長期休業期間における部活動は、活動内容のみでなく、規則正しい生活の確立等、さまざまな観点から子どもたちの学びや成長にとって意味があるものです。

板橋区教育委員会では、子どもたちの安全・安心を最優先に考えるとともに、子どもたちの学びや成長を保障するために、国や東京都の方針を踏まえ、夏季休業中における緊急事態宣言下の部活動の在り方について代表校長の意見を伺いながら検討しました。

夏季休業中における緊急事態宣言下の部活動は、下記のとおりとします。今後とも板橋区の教育への御理解、御協力をお願いいたします。

記

- 1 平常時ではなく、緊急事態宣言下であるという前提を踏まえ、各部活動ごとに感染症予防対策を生徒自身に具体的に考えさせ、活動計画を立て、学校長が管理する。安全が確保できない場合は実施しない。
- 2 活動する際には、1日当たり3時間まで、学校等での昼食はとらない。週に3日、週当たり9時間を上限とする。土日の活動は可能な限り避けるとともに必要最低限の活動日数・時間とする等、感染症対策を徹底する。
- 3 他校との練習試合や合同練習は行わない。※ただし、日常的に実施している合同部活動は除く。
- 4 夏季休業中は、熱中症にかかる可能性が一層高まることから、令和3年5月17日付3板教指第258号「板橋区立学校園における熱中症予防対策（通知）」に基づいた対応を徹底する。
- 5 引き続き、中学校長会作成の令和3年6月7日付「板橋区部活動 感染症対策ガイドライン【運動部】」及び「中学校校長会として取り決める文化部（吹奏楽部・演劇部等）活動のガイドライン」に準じた感染症対策をとること。
- 6 区外・都外への大会参加については、校長の責任の下で行程等を確認し、感染症対策を徹底した上で可とする。